

# 茨城県におけるクリエイティブ・コンテンツ産業振興に関する調査業務 委託仕様書

## 1 委託業務名

茨城県におけるクリエイティブ・コンテンツ産業振興に関する調査業務

## 2 委託業務の目的

茨城県におけるクリエイティブ・コンテンツ産業振興に向け、県内外で活躍する本県出身アニメーションクリエイターや本県への移転・拠点整備の可能性があるアニメーション制作会社等の発掘・ニーズ調査を実施し、今後のクリエイターの移住促進支援やアニメーション制作会社等の誘致・創業支援などの施策展開に反映することを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年9月30日（水）まで

## 4 委託上限額

上限額 11,036,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※なお、この金額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではない。

## 5 業務内容

具体的な調査業務の内容は以下のとおり。

なお、受託者は、本業務に着手する前に、県に事業計画書を提出し、了解を得るものとする。

### (1) 調査項目

#### ① 本県出身クリエイター等の移住促進に向けた調査

##### ア 概要

県外で活躍する本県出身のクリエイターや、県内でフルリモートで活躍するクリエイターの発掘調査を実施し、勤務実態や県内への移住の条件などのニーズを把握する。

##### イ 調査対象

- ①主に東京圏で活躍するフリーランスのクリエイター
- ②茨城県内で活躍するフリーランスのクリエイター

(①、②いずれも対象数は協議のうえ決定)

ウ 調査項目

以下を想定するが、これ以外の提案を行うことを妨げない。

<調査項目>

○調査対象①について

- ・活動・生活拠点としての茨城県のイメージ
- ・活動・生活拠点の移転を検討・計画する場合、候補地について重視する項目
- ・活動・生活拠点の移転の計画有無
- ・活動・生活拠点を移転する用途と規模、候補地域
- ・活動・生活拠点の移転に対する補助制度の興味の有無
- ・その他県が指定する項目（回答者の氏名、電話番号、活動の概要（携わった実績のある主な案件を含む）、メールアドレス）

○調査対象②について

- ・活動・生活拠点としての茨城県の評価（メリット・デメリット）
- ・活動・生活拠点の移転を検討・計画した際に、他の候補地と比較して茨城県を選んだ決め手
- ・その他県が指定する項目（調査対象①と同様）

エ 調査方法

各調査対象へのアンケート調査を想定するが、これ以外の提案を行うことを妨げない。

② アニメーション制作会社等の県内への誘致や県内での創業に向けた調査

ア 概要

県内への移転・拠点整備の可能性がある制作会社をはじめ、県外制作会社等に所属する本県出身クリエイターの発掘調査を実施し、県内への誘致や県内での創業に向けたニーズを把握する。

イ 調査対象

- ①主にアニメーションの制作に関連する事業を営む東京圏の企業
  - ②東京圏以外の地方スタジオ
- (①、②いずれも対象数は協議のうえ決定)

ウ 調査項目

以下を想定するが、これ以外の提案を行うことを妨げない。

<調査項目>

○調査対象①について（調査対象②のうち茨城県以外に拠点を設置した企業等を含む）

- ・事業拠点としての茨城県のイメージ
- ・事業拠点の新設・移転を検討・計画する場合、候補地について重視する項目
- ・事業拠点の新設・移転の計画有無
- ・事業拠点を新設・移転する用途と規模、候補地域
- ・茨城県出身の所属クリエイターの人数
- ・本社の移転や県内での創業に対する補助制度の興味の有無
- ・その他県が指定する項目（社名、所在、回答者の所属・役職・氏名、電話番号、メールアドレス）

○調査対象②について

- ・当該地方への拠点設置の決め手
- ・当該地方への事業拠点設置の評価（メリット、デメリット）
- ・所属クリエイターのうち当該都道府県出身のクリエイターの人数
- ・その他県が指定する項目（調査対象①と同様）

## エ 調査方法

各調査対象へのアンケート調査を想定するが、これ以外の提案を行うことを妨げない。

## (2) 調査結果のデータ入力及び集計・分析

### ア 調査結果の集計等

- ・調査対象毎に調査結果を調査票にまとめたうえ、当該調査結果を集計表に集計し県が指定した期日までに提出すること。なお、調査票及び集計表の様式は県と協議の上決定するものとする。
- ・調査結果の集計に当たっては、各調査対象の調査票に番号を付し、集計表に記載した回答者又は企業とその調査結果と突合できるようにし、調査項目ごとに表やグラフを作成するとともに、集計結果及びその説明について記載すること。
- ・調査結果のうち、本県への立地可能性がある回答を含むものについては、随時、県にデータにて提供すること。

### イ 調査結果の分析

- ・調査分析に当たっては、分析を直接行う担当者が県担当者との窓口として直接対応すること。
- ・集計結果から分析することが可能な最新の企業動向やニーズ、誘致・創業ターゲット企業の絞り込み等に有益な情報等についても記載すること。

### (3) 調査結果報告書の作成

上記(2)で集計・分析した結果については、別途、調査結果報告書として取りまとめ、委託期間終了日の概ね2週間前を目安として県に(案)を提出し、確認及び了解を得た上で、成果品として提出すること。

## 6 成果物の納品について

以下について納品すること(調査結果報告書の紙版冊子以外は電子データとすること)。

- ・調査対象毎の調査票
- ・調査結果集計表データ(Excelデータ)
- ・実績報告書(様式第3号)
- ・調査結果報告書(PDFデータ)、同報告書の紙版冊子(カラー印刷)10部
- ・収支報告書

## 7 業務委託実施に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、業務実施の詳細やスケジュールについて、県及び関係者と十分協議のうえ、決定すること。また、県は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができるものとする。
- (2) 事業遂行に当たり、疑義等が生じた場合は、県と十分協議を行うとともに、本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度県と協議してこれを定めるものとする。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止及びその他適正な管理のために必要な措置を講じること。なお、契約終了後もまた同様とすること。
- (4) 事業終了後は、当該事業により作成したデータや制作物等を遅滞なく県へ提供すること。
- (5) 概算見積書には、本業務にかかる費用の全てを記載すること。

## 8 事業実施計画書の作成

契約締結後に作成する事業実施計画書には、以下の事項を記載すること。

### (1) 事業企画案

仕様書をもとに、具体的な準備・運営方法等を提案すること。

(2) 工程計画

業務を遂行するための実施手順及び人員配置を記載した計画を作成すること。

なお、統括責任者及び担当職員については、これまでの業務経歴（受託業務に関連する業務に限る）及び当該年度に実施予定の業務を記載すること。

(3) 再委託等の有無及び予定

業務を遂行するために、再委託を行う予定がある場合は、再委託する業務の内容及び再委託先について記載すること。

## 9 著作権等の取扱い

(1) 受託者は、本事業における制作物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は県及びその指定する者の必要な範囲で県及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

(2) 県は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

(3) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、県が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、県は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

(4) 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、県が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。

(5) 第三者が権利を有する著作物（ゲーム、音楽等）を使用する場合には、著作権及び肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。

(6) 県が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議のうえ、調達可能なものについては県が提供する。

- (7) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責任に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

## **1 0 個人情報等の取扱い**

業務の遂行に当たり、個人情報及び法人情報を収集する際は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項及び第 67 条の規定を遵守するとともに、県に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ておくこと。

## **1 1 経理・支払等に関する条件**

- (1) 経費については、業務の完了を確認するための検査(委託期間終了後の検査を含む。)において帳簿類等で確認することがある。また、本委託期間中においては、県の求めに応じて要した費用を報告すること。
- (2) 5の各項目に要する費用について、契約時に提出した見積書の金額を超えて支出する場合には、事前に県と相談すること。
- (3) 本事業において発生した収入は本事業の事業費以外に充てることはできない。
- (4) 本事業の経費及び収入に関する全ての証拠書類は、本業務完了後、5年間保存すること。